

### 3 道路施設の適切な維持修繕による安全・安心な道路ネットワークの確保 (防災・安全)

#### 計画概要

##### ◆計画期間

平成26年度～平成30年度(5年間)

(ただし本整備計画に含む事業は、道路法の改正に伴い、平成27年度に新たに策定した整備計画に全て移行したため、本計画に基づく事業実施期間は、平成26年度のみである。)

##### ◆交付団体

愛知県

##### ◆計画の目標

道路施設の点検を実施し、老朽化した道路施設を計画的に修繕し、安全・安心な道路ネットワークを確保することを目的とする。

##### ◆計画の成果目標(定量的指標)

指標①:道路施設の修繕計画の策定に必要な基礎データを収集するため、点検を計画的に実施し、道路施設の劣化状況を的確に把握する。

指標②:優先的に舗装補修が必要な箇所の対策率を向上させる。

## 本整備計画について

道路施設の長寿命化対策推進を目的とした本計画は、橋梁以外の道路施設について、その損傷度合を確認する点検を行い、また、必要な修繕工事を実施するものである。

平成25年度までの対策を継承し、橋梁修繕を対象とした別計画とともに、平成26年度から開始したが、道路法改正に伴う平成25年度末の省令・告示に伴い、橋梁、トンネル等大型の構造物については、5年毎の「近接目視」による点検の実施が義務付けられ、あわせて社会資本整備総合交付金の交付要綱等も改正されることとなった。

これらの改正を踏まえ、本県でも、道路施設の長寿命化対策を、近接目視点検に基づく対策へと転換した。これに伴い、この対策に関する既存の整備計画も再編し、平成27年度以降は新たな整備計画により対策を推進している。

よって本計画に基づく事業の実施は平成26年度のみであり、本事後評価も、この年度に実施した事業のみを対象に評価を行う。

## 評価内容

### ◆交付対象事業の進捗状況

| 交付対象事業       | 事業費※    | 事業の進捗状況   |
|--------------|---------|-----------|
| A 基幹事業       | 305 百万円 | 【舗装補修】69% |
| B 関連社会資本整備事業 | — 百万円   | —         |
| C 効果促進事業     | — 百万円   | —         |
| 合 計          | 305 百万円 |           |

※事業費は実績値

## ◆平成26年度に実施した事業の効果発現状況、目標値の達成状況

### I 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況

#### 【舗装補修】

補修が必要な箇所について舗装補修工事を実施し、計画の約69%において工事を完了し、安全・安心な道路ネットワークを維持した。(H26計画:2.9km、H26完了:2.0km)

### II 定量的指標の達成状況

指標①(点検を計画的に実施し、道路施設の劣化状況を的確に把握する)

|           |     |                |                                  |
|-----------|-----|----------------|----------------------------------|
| 当初現況値     | 0 % | 目標値と実績値に差が出た要因 | 平成27年度からの実施予定であり、平成26年度は実施していない。 |
| H26年度末目標値 | 0 % |                |                                  |
| H26年度末実績値 | 0 % |                |                                  |

指標②(優先的に舗装補修が必要な箇所の対策率を向上させる)

|           |      |                |   |
|-----------|------|----------------|---|
| 当初現況値     | 0 %  | 目標値と実績値に差が出た要因 | 路床の土質等、現場条件が想定より悪く、必要な工事費が増額となり、予定の延長を施工できなかったため。 |
| H26年度末目標値 | 27 % |                |   |
| H26年度末実績値 | 18 % |                |   |

(参考)

平成26年度の目標達成状況は上記のとおりであるが、平成27年度以降も対策を継続し、未完了の0.9kmについても平成28年度までに工事を完了している。

## ◆今後の方針

道路は、県民の豊かな生活と経済産業活動を支える根幹的なインフラの一つであり、急速な高齢化が進む中、その機能を維持していくことは極めて重要である。

このため、平成25年には道路法が改正され、橋梁等、重要構造物について、新たな点検基準(近接目視)による5年毎の定期点検の実施が義務付けられた。これを契機に、メンテナンスサイクルの構築に向けた具体的取組が全国的に始まっており、本県も、平成27年3月に「道路構造物長寿命化計画」を策定し、施設の点検・修繕を計画的に進めることとしている。

この計画では、橋梁・トンネルなどの法定7施設だけでなく、県独自に地下横断道や照明灯など7つの施設を加えた計14施設に対象を拡げ、道路施設全般にわたり長寿命化を図ることとしている。この計画に基づき点検を行い、その結果、対応が急がれる構造物については、今後概ね5年以内に修繕を完了することを目標に、「道路構造物の集中治療」と位置づけ、対策を推進している。

今後も構造物の高齢化は着実に進行することから、計画的な維持管理に向け、対応が急がれる構造物の集中的な修繕を行い、以降、損傷が軽微なうちに補修を行う「予防保全型の維持管理」に早期転換できるよう、対策を強化していく。

## ◆事後評価の実施体制、実施時期

|           |   |
|-----------|---|
| 事後評価の実施体制 | 策定主体にて評価を実施   |
| 事後評価の実施時期 | 平成29年3月   |
| 公表の方法     | WEBページ掲載<br>( <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroiji/0000083252.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroiji/0000083252.html</a> ) |